

事例 02

40歳男性のAさんは、飲食店で調理師として働いていたが、違法賭博で財産を失い、勤務先の金庫から現金を盗んだことで逮捕され受刑することとなった。実弟を引受人として出所後の生活環境を調整する中、本人から私（担当保護司）宛てに、出所後の就労先について心配する手紙が何度か来たため、焦らず頑張ろうと伝えていた。その後本人は無事出所してきた。本人は刑務所入所中の職業訓練で建築関係の資格を取得し、就労支援スタッフから「出所後は建築業への再就職を目指してはどうか」と勧められたようだが、どこに相談したらいいかと言っている。

相談者：保護司

A ハローワーク(公共職業安定所)

i 就労に関する相談の総合受付窓口

- 担当保護観察官とも相談し、まずはハローワークに行くことに。受付で事情を話すと専用窓口案内され、ナビゲーターから、刑務所出所者等が利用可能な就労支援制度について説明を受けた。

連携

前歴を
開示しても
よい

- 前歴を開示し、刑務所の職業訓練で取得した建築関係の資格を生かして就労したい意向を伝え、出所者であることを理解して受け入れてくれるB協力雇用主を紹介してもらった。
- 意欲を重視してくれる協力雇用主が営む会社(建築業)への応募を決めた様子で、「紹介状」を受け取っていた。

前歴を
開示したく
ない

- 前歴を開示したくないことをナビゲーターに伝え、ハローワークが実施する、応募書類の書き方や面接対策などの講座を利用しながら、一般求人の中から就職先を探すことにした。

採用
面接へ

前歴の開示/非開示について

開示:自分が出所者等であることを明らかにして就職活動を行うこと

非開示:自分が出所者等であることを明かさずに就職活動を行うこと

⇒刑務所出所者等の就労の課題について、詳細はコラム(P.31)で紹介しています。

支援の ポイント

- ✓ 継続できる就労先の確保
- ✓ 前歴の開示と非開示



相談内容

出所後の就労に不安がある人の就労支援について教えてください。
(本人は前歴を開示してもいいと言っている／開示したくないと言っている)



更生保護就労支援事業

i 犯罪をした人などに対する寄り添い型の就労支援を実施

- 保護観察所から委託を受けた民間事業者が、矯正施設在所中から就職まで、切れ目のない就労支援を実施します。利用にあたっては保護観察所に問合せが必要です。

B

協力雇用主

i 刑務所出所者や少年院出院者等を積極的に受け入れる事業者

- 面接前に本人に「先方は出所者であることを理解されているのだから、安心して正直にお話ししてください」とアドバイスした。
- 面接では、就労への意欲だけでなく、犯罪に至った経緯や、二度と犯罪をしない意思などを確認されたようで、本人も社会復帰したい思いを伝え、内定をもらえたとのこと。

理解のある雇用主のもとで就労



就職に向けて、必要な知識や技能を習得したい場合

C

都立職業能力開発センター

- 求職・転職希望者等に対し、一般向け、高齢者向け、障害者向け等の訓練を行っています。
- 機械、建築、情報、ファッション、介護など、多様な科目を学べます。



活用できる機関・団体や制度

A ハローワーク(公共職業安定所)

概要	厚生労働省の総合的雇用サービス機関で、求人の受理や職業相談・紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導等の業務を行っています。刑務所、少年院、保護観察所等から協力依頼がされた方については、関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行っています。
主な支援内容	支援対象とされた方についての支援メニューは以下のとおりです。 ①求人状況や雇用情勢の情報提供 ②経歴の棚卸し支援、応募書類作成支援 ③個々人のニーズに合った求人の選定、個別求人開拓 ④トライアル雇用制度等を活用した求人への応募支援 ⑤就職後のフォローアップ なお、前歴等を事業主に開示したくない方も、上記の支援を受けることが可能です(④は除く)。開示を希望しない場合、前歴等があることを事業主へ伝えることはありません。
連絡先等	都内に17か所あります(P.90参照)。 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
URL	https://www.hellowork.mhlw.go.jp (「ハローワーク」で検索)

B 協力雇用主

概要	犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などの事情を理解した上で雇用し、または雇用しようとする事業主です。現在では全国で約25,000(都内は約1,200)の協力雇用主が登録しています。犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。
対象	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者等
主な支援内容	犯罪をした人などを、前歴を承知の上で雇用し、就労を通じて本人の改善・更生や社会復帰を支援します。
連絡先等	協力雇用主制度に関するお問合せ、協力雇用主への登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所にご連絡ください。 東京保護観察所 ☎03-3597-0137
URL	https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_tokyo_tokyo.html

C 都立職業能力開発センター

概要	新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施しています。
対象	新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方
主な支援内容	求職・転職希望者等に対し、一般向け、高齢者向け、障害者向け等多様な科目の訓練を行っています。科目の詳細な内容や授業料については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	都内に13か所あります(P.90、91参照)。そのほか、東京障害者職業能力開発校があります。 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 ※職業能力開発センター等によって対応時間が異なります。詳細は、各職業能力開発センター等にお問い合わせください。
URL	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp

刑務所出所者等の就労支援における課題 (前歴の開示／非開示)

株式会社小学館集英社プロダクション
キャリアコンサルタント 田辺 準

弊社は2007年より法務省との委託契約に基づき、全国5つの官民協働刑事施設で受刑者の矯正教育業務を行っています。

刑務所出所後の円滑な社会復帰と再犯防止のために重要な要素の一つと言われる就労。刑務所在所中の内定と就業後の職場定着を目指して、キャリアコンサルタントによる相談受付や、出所後の就労に必要な能力の付与を目的とした教育プログラム・職業訓練等の提供をしています。

私は以前、静岡刑務所で就労支援スタッフとして、受刑者のカウンセリングや、出所後の就労で困らないようにするための指導・支援を担当していました。3年間で約150名の受刑者と面談しましたが、求職する全ての受刑者に共通して、犯罪・非行の前歴を「開示するか」「開示しないか」という課題がありました。これは、刑務所や少年院等を出る人が就職活動を行う上で選ばなければならない2つの選択肢です（注1）。

開示して就職活動を行う場合、犯罪・非行の前歴等を理解して雇用してくれる民間事業主（＝協力雇用主）や職親プロジェクト、ハローワークの刑務所出所者等総合的就労支援対策など、支援の輪は広がっているものの、やはり選択肢は狭まるものと思います。他方で、開示することで、「いつか前歴がバレてしまうかもしれない」という心理的負担が緩和される、職場から必要なサポートを受けられるなどのメリットもあります。

開示せずに就職活動を行う場合、一般の求職者と変わりなく広く仕事を探すことができるメリットがあります（注2）。ただし、開示しないということは、黙っている（秘密にしている）ということなので、就労が決まり就業後に前歴が発覚した場合、特に成人は、履歴書の賞罰欄に前科を記載しなかったことが不実記載として解雇されるといったリスクが生まれます。

このように、どちらにもメリット・デメリットがあり、どちらが良いとは一概には言えません。私は、このことを丁寧に説明した上で、「よく考えて、最後は自分で決めましょう」と、受刑者自身で意思決定してもらうことを大切にしてきました。

刑事施設内でできる支援と時間には限りがあります。本ガイドブックの読者である地域の支援者の

皆さんには、本人と向き合える時間を多く持っていただき、どんな社会生活を希望しているのかを聴き、実現するにはどんな支援が必要なのかを伝え、その意思決定を尊重し、本人が納得して進んでいけるよう、社会復帰に向けた就職活動を応援していただきたいと思います。

「罪を憎んで人を憎まず」とも言います。たとえ罪を犯してしまった人でも、償って社会に戻ってきた後、スムーズにリスタートできる社会になればと願っています。



刑務所内での就労カウンセリング

(注1)本コラムでは、刑務所出所者及び少年院出院者について記載していますが、執行猶予となった人でその猶予期間が経過していない人や、家庭裁判所で保護観察処分となり保護観察中の少年などにも、就職活動にあたって同様の選択が求められます。

(注2)職業によっては、法律等で欠格事由が規定されているものもあります。前歴を開示した場合でも、この欠格事由が免除されるというわけではありませんので、職業は一般の求職者と比べて限定される可能性があります。